

※学校内資料（生徒等には配布しないもの。）

被災生徒奨学資金 Q & A

（令和 8 年度版）

◆ 募集期間について

Q 1	募集期間以後の申込は受付されないのでしょうか？
A 1	原則として募集期間内での受付となります。ただし、できる限り柔軟に対応しますので、事前に高校財務・就学支援室まで連絡をお願いします。

Q 2	通知にある提出期限は、宮城県教育委員会への提出期限か、学校への提出期限か。
A 2	宮城県教育委員会への提出期限です。生徒からの提出期限（学校内の募集期間）は、それぞれの学校で個別に設定してください。

◆ 貸付対象者の該当事項について

Q 3	宮城県内の学校に在籍していなければ申請できないのでしょうか。
A 3	本人（生徒）の在籍校の所在地は問いません。 被災生徒奨学資金は、被災時、福島第一原子力発電所災害地域に居住し、貸付申請時に、保護者（親権者又は未成年後見人）が宮城県に在住している場合に申請を受付けます。

Q 4	貸付対象者の該当事項以外で修学困難な生徒は申請できないのでしょうか。
A 4	令和 3 年度より貸付対象者の該当事項が大きく変わりました。令和 2 年度以前の該当事項であった、東日本大震災により自宅が半壊となった等での申込はできません。

Q 5	東日本大震災を起因として修学が困難というのは具体的にどのような場合でしょうか。
A 5	令和 8 年 4 月 1 日現在の福島第一原子力発電所帰宅困難地域から宮城県へ避難してきており、震災前と比較して収入が著しく減少し、かつその後も改善していない場合等です。

◆ 保証人について

Q 6	保証人に関してはどうなりますか。
A 6	保証人については、奨学生と連帯して債務を負担する保証人として、保護者等の 1 名をお願いします。

Q 7	保証人となる条件はありますか。
Q 7	原則として、独立の生計を営み、奨学資金の責めを負うことができる資力を有する方を保証人としてください。（生活保護の受給者は、保証人になれません。）

◆ 奨学資金の償還について

Q 8	奨学資金の償還について、どのような場合全額償還が必要となりますか。
A 8	高等学校等を卒業し、5 年経過後までに奨学生本人の年収が 3 0 0 万円を超えることとなった場合です。また、高等学校等を中途退学等した場合です。

◆ 従来の高等学校等育英奨学資金貸付等との貸付併用について

Q 9	従来の高等学校等育英奨学資金との貸付併用は可能ですか。
A 9	高等学校等育英奨学資金との貸付併用はできません。また東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金との貸付併用もできません。

◆ その他

Q 1 0	来年度も募集があるのでしょうか。
A 1 0	被災生徒奨学資金は、国の単年度交付金事業です。 来年度については、国の事業が決定されましたら募集通知を行います。